

第2回葛飾区立学校におけるアレルギー疾患対応検討委員会次第

平成30年12月26日(水)

10:30～

庁議室

I 開会

II 議題

- 1 アレルギー疾患対応の手引きに対する意見について
 - 葛飾区立学校におけるアレルギー疾患対応検討委員会作業部会報告 資料 1
 - 葛飾区立小中学校におけるアレルギー疾患対応の手引き(概要版) 資料 2
 - 学校給食における食物アレルギーの対応について 資料 3

- 2 食物アレルギー疾患事故事例について
 - 食物アレルギー疾患事故事例 資料 4

- 3 その他

葛飾区立学校におけるアレルギー疾患対応検討委員会作業部会報告

- 1 日 時 平成30年8月30日（木）10:00～12:00
- 2 場 所 葛飾区役所 4階 教育委員会室
- 3 出席者 (1) 保健部
部会長 中学校校長会代表 1名
部会員 養護教諭代表 小中各1名
(2) 給食部
部会長 小学校校長会代表 1名
部会員 栄養士代表 小中各1名
調理代表 2名
- 4 検討内容 アレルギー疾患対応の手引きの意見について検討（別紙参照）
- 5 その他(意見)
 - ・手引きでは完全除去が原則となっているので、それを守るべきではないか。学校任せにしていることで、弁当対応など出来る出来ないの問題で保護者から不信感を抱かれる。教育委員会から、改めて完全除去の見解を出してもらいたい。
 - ・平成28年度の通知に書いてあるとおりが回答になっている。学校間で対応に違いがあることは当然である。保護者からの要望が強いし、違いがあることは、各学校が責任を持って説明すればよい。原則は、今のままで、複雑化しない方がよいのではないか。

アレルギー疾患Q&A

質問番号	手引きの関連ページ	手引きの関連項目	質問事項	回答	質問者
1	10	3-4 保護者との面談	面談は2回となっていますが、在校生で変更がない場合は1回の面談で確認で良いのではないかと。	提出された管理指導表に基づき学校が作成した個別取組みプランの確認面談1回のみで構いません。ただし、変更等がある場合は、手引き(P14~15)の流れに沿った面談をしてください。	中学校
2	10	アレルギー食の調理、盛り付け	以前カレーライスやうどんを提供した際にアレルギーもちの生徒が食べる時には水っぽくなってしまったり、汁をすってしまったらルウなどを別添にして盛り付けて欲しいという要望があったと担任から報告がありました。別添にして盛り付けるのはアレルギー専用食器を使用していればよろしいのでしょうか。	アレルギー食用の専用食器に別添にして盛り付けてください。	中学校
3	10 20	3-4 保護者との面談 5-5 食物アレルギー対応給食の実施	「個別取組プラン」の学校における具体的な取り組み内容配慮や対応の例がない。学校独自に具体例を作成しないといけない。保護者との面談のポイントと確認事項はあるものの、面談の確認事項はあるが、面談時の具体的な内容例がない。ひな形があると便利。	アレルギーの状況は、児童生徒個々に異なりますので、状況に応じた個別取組プランを作成する必要があり、一概にひな型を作成することは出来ません。	小学校
4	17	完全除去	パンは食べられる牛乳アレルギーの生徒が、完全除去によりパンを除去され主食を家庭から持参することになった場合、パンを持ってきて良いか。	一部弁当対応として、可とします。ただし、安全性の確保は各校でお願いします。	中学校
5	17	5-1 学校給食での対応の基本方針	「食物アレルギー児童生徒の視点に立ったアレルギー対応食を提供すること」と「対応にあたっては安全性を最優先とする」ことは両立しないと思う。「…各学校・調理場の能力や環境に応じて安全性を最優先とします。」でよいのではないかと。	手引き(P17)にあるとおりアレルギー対応にあたって最優先されるのは安全性です。その上で、各学校の調理場能力や環境に応じて、できるだけ食物アレルギー児童生徒の視点に立った給食対応をお願いします。	中学校
6	17	5-2 学校給食における食物アレルギー対応方針	「ただし、除去をすることにより栄養が著しく不足する場合で、かつ、安全性を確保した対応が可能な場合は代替食を提供します。」は削除し、完全除去食を原則にするでよいと思う。この一文があることで、代替食を提供する学校、しない学校が出て、葛飾区立の学校なのになぜ対応がちがうのかと保護者から疑問もたれた。	保護者から問い合わせがあった場合は、児童生徒の状況・人数、調理場の状況などにより、安全を確保した対応ができるかは学校間で異なる旨をご説明ください。	中学校
7	18	極微量で反応が誘発される可能性がある場合	管理指導表で保護者から主治医に判断を求めるのは厳しいと思う。区としての統一書式が必要でないか。(保護者からでは学校の意図がうまく伝わらず、学校間トラブルの原因になりかねない)	学校は、保護者から提出された医師が記載した管理指導表に基づいて対応するものであり、学校から管理指導表(内容も含め)を求めるものではありません。保護者が極微量の反応対応を求めるのであれば、保護者が医師に説明するようにお伝えください。	中学校
8	18	極微量で反応が誘発される可能性がある場合	Q&Aの回答について(5/14、3つ目) 揚げ油の共有ができない場合の弁当対応について 例に出ている卵を使用している日以外に、卵を揚げた油を使用する日も弁当を持参する必要があるのではないかと。	油の共有ができないことが前提にありますので、弁当対応になります。	中学校
9	18	用語の説明	概要版にもあるが、除去食の説明ではなく、完全除去食の説明が必要ではないか。保護者に概要版を渡していたので、申請したものは、加熱・非加熱など個別に対応してくれると勘違いすることがあった。	概要版を以下のとおり変更します。 ※完全除去食とは 申請のあった原因食物を加工や調理法、量などを考慮せず全て除いた学校給食のこと。	中学校

10	19	5-3 対応基準	管理指導表の提出はあるが、気管支喘息であって食物アレルギーとの診断ではない児童の保護者が除去を強く要望している。食物アレルギー対応基準に当てはまらない場合は、可能な範囲で対応するというところで差支えないか。	医師が除去を必要と判断した場合は、管理指導表「気管支ぜん息」欄に記入してもらってください。医師の判断ではない除去は対応する必要はありません。	小学校
11	28	アレルギー食の盛付け確認	アレルギー対応がない日の「食物アレルギー対応カード」の盛付け担当調理員のサインはなしでよいのではないか。	アレルギー対応がないことを確認(盛付けなしを確認)する意味でサインを行ってください。	葛小中研
12	32	日々の作業	(12)学級での対応で、アレルギー対応献立表は、このタイミングで確認する必要があるのか。アレルギー対応献立表は前もって確認するので、ここでは、対応カードとラベルの確認のみにしたいとの要望があった。	献立確認不足による事故も発生していることから、担任は、献立表、対応カード、ラベルにより必ず最終確認をしてください。	中学校
13	34	給食費の取り扱い	就学援助対象者がアレルギーにより毎日弁当対応になった場合、不食として扱うのか。不食とすると、保護者の経済的負担が増えることになる。	給食が提供されていない場合は不食として扱ってください。	中学校
14	34	5-8 給食費の取り扱い	給食費の返金について、例えば、りんご〇分の1に付けの場合は返金対象になりますか。	一食単価が明確な食材または、一人当たりのグラム数等で計算ができるものは返金対象とします。	小学校
15	35	検食	給食を提供するという意味では、アレルギー対応食についても検食が必要であると思いますが、いかがでしょうか。	アレルギー対応食についても検食をすることになっています。学校内で検食者を決めて対応してください。また検食をした人が、アレルギー対応食の検食記録簿をご記入ください。	小学校
16	44	救急相談センターと救急診療ガイド	医療機関とのホットライン、消防署との連携についてはどうなりましたか。	医療機関や消防署と連携は行っていません。受診案内については、手引き(P56)に掲載ありますが、緊急時には救急搬送の要請をしたほうが対応が早く出来ます。なお、東京消防庁には各学校のエビメン携帯児童生徒数を東京都を通じて毎年提供しています。	中学校
17	47	宿泊を伴う校外活動	宿泊でのアレルギー対応についても「食物アレルギー対応カード」を使用する等の区と同様の体制をとっていただきたいです。区の校外活動であるため、区のマニュアル等に沿った体制を行うことで、担任や教員が給食と同じように対応することが可能になると思います。いつもと違う環境だからこそ心配な面は同じにしたほうがリスクは少しでも減るのではないかなと思いました。	宿泊行事で使用使用する食事の配慮については、手引き(P47)に記載のとおりです。不慣れな「食物アレルギー対応カード」を使用することで事故に繋がる可能性があるため、義務付けすることはいたしません。	小学校
18	その他	その他のアレルギー	金属、ラテックスアレルギーの対応は。	手引きに記載のないその他のアレルギーについては医師の指示による対応をしてください。	葛小中研
19	その他	初発の場合の対応について	特に定めがないので手順を示して欲しい	緊急の場合は手引き(P37)アレルギー症状への対応の手順に沿って対応願います。その後の対応は、手引き(P14)アレルギー疾患に対する取り組みの流れに沿って手順を確認しながら進めてください。	小学校
20	その他	その他	アレルギーではないのですが、本校では宗教食対応の児童が年々増加しています。他校でも増加しているようで、宗教食についての対応を聞かれることが増えてきました。これから益々増えていくことも十分考えられますので、区として統一した対応を検討していただけると非常に助かります。よろしくお願いします。	アレルギー対応ではありませんので、手引きの内容としてお答えすることが出来ません。	小学校

アレルギー疾患対応の手引きに関する医師会からの意見

意見番号	手引きの関連ページ	手引きの関連項目	医師会の意見	学校対応
1	1	1-1 対象者 ほか (管理指導表について1)	アレルギー対応は、管理指導表をもとに対応を行っていると思うが、保護者との面接時に学校の判断で管理指導表を提出するよう保護者に伝えることは止めてほしい。	面談時の保護者への伝え方により、学校が必要だから管理指導表を作成して欲しいと医師に申し出る保護者がいます。学校(給食等)でアレルギー対応が必要かどうかは、保護者の申し出のもとに医師が判断するものであり、学校が判断するものではありません。 このため、保護者に伝える際は「学校でアレルギー対応が必要かどうか医師と相談してください。医師から必要といわれた場合は管理指導表を作成してもらうようにして下さい」と伝えるなど、アレルギー対応を求める保護者に対しては、医師と十分に相談して、医師の判断により必要に応じて管理指導表を作成してもらい提出するよう伝えることを徹底してください。
2	1	1-1 対象者 ほか (管理指導表について1)	アレルギー対応は、管理指導表をもとに対応を行っていると思うが、学校給食では提供されない食材についても完全除去を行うために学校が保護者に管理指導表の提出を求める場合があるかどうか。	完全除去は、調理法や分量等の誤り、誤提供などから起こる事故を未然に防ぐ目的で行っています。 このため、学校給食では提供されない食材がアレルギー物質であった場合、医師の判断により、管理指導表の提出がされない場合があります。 例えば、学校給食では提供されることのない生卵がアレルギー物質であり、加熱した卵は食べられる子どもの場合、加熱した卵も含めて完全除去を保護者が希望する場合は、管理指導表の提出は必要ですが、保護者が給食の対応を特に希望しない場合は、管理指導表の提出は必要ありません。 ただし、校外学校等で提供される食事については、個別に対応してください。
3	1	1-1 対象者 ほか (管理指導表について1)	学校がアレルギー対応を希望する保護者に対し、「検査」(血液検査など)を受けて管理指導表を書いてもらうよう話していることがある。検査をするかどうかは、医師が判断することであるかどうか。	アレルギー対応を希望する場合、管理指導表の内容に沿って行うこととなりますが、作成にあたり、血液などの「検査」は必須のものではありません。検査を行うかどうかは、医師の判断によるものであり、検査を行わなくても医師が書いた管理指導表は有効です。

葛飾区立小中学校における アレルギー疾患対応の手引き（概要版）

平成31年1月

はじめに

葛飾区では、アレルギー疾患を有する児童生徒への取り組みを、国の示す「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、平成28年4月から葛飾区の実状にあった安全・確実かつ効率的な方法で取り組みを行うために、「葛飾区立小中学校におけるアレルギー疾患対応の手引き」を改訂しました。

対象者は？

アレルギー疾患を有し、保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出があり、医師が学校生活において配慮・管理が必要と判断された児童生徒が対象となります。

取組みを開始・変更・解除するには？

アレルギー疾患を有する児童生徒への取組みは、医師の判断を必要とするため、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出をもって開始・変更・解除を行います。

症状などに変化があった場合はその都度提出を、また変化がない場合でも毎年1回は提出が必要となります。

アレルギー疾患に対する取組みの流れ

新入学時

入学説明会時に意向調査票を配付します。



取組みの希望

なし



対応終了

あり



意向調査票の提出



医療機関の受診

医師に学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を記入してもらうため用紙を配付



学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出

医師に作成してもらった学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を学校に提出してください。



面談の実施

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を基に、ご家庭での取り組みや要望などについて聞き取りを行います。



校内取組み内容の検討

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）と面談の結果を基に、個別取組プランを検討します。



面談の実施

個別取組プランについて、保護者に説明し、了承を得ます。



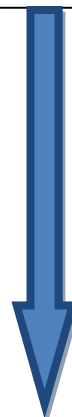
取組み開始

取組み内容が変更になった場合など、必要に応じて面談を行い、対応内容を検討します。

在校生など

医療機関の受診

医師に学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を作成してもらうため毎年受診してください。



学校給食における対応

学校給食における食物アレルギーの対応は、安全性確保のために完全除去食を原則とします。

ただし、除去をすることにより栄養が著しく不足する場合で、かつ安全性を確保した対応が可能な場合は代替食を提供します。

アレルギーの症状が重い場合、複数の原因食物がある場合及び極微量で反応が誘発される可能性がある場合は弁当対応を原則とします。

※完全除去食とは

申請のあった原因食物を加工や調理法、量などを考慮せず全て除いた学校給食のこと。

※栄養が著しく不足する場合とは

献立の中で、原因食物が主食・主菜などであり、主食・主菜を食べることができない場合をいいます。

※代替食とは

申請のあった原因食物を給食から除かれることによって、失われる栄養価を別の食品を用いて補われる学校給食のこと。

学校給食の取り組みも学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出があり、医師が学校給食について配慮・管理が必要であると診断している場合に、初めて対応を検討します。しかしながら、あまりにも除去品目が多いと、成長発達の著しい時期に栄養バランスが偏ることにもなるので、医師にご相談のうえ、食物負荷試験を実施するなど原因食物の特定を行いましょう。

学校給食以外での対応について

学校での活動については、アレルギー疾患の有無にかかわらず、すべての児童生徒が参加します。

アレルギー疾患を有する児童生徒が安全に学校生活を送るためには、下表の各アレルギー疾患と関連の深い学校での活動に対して留意する必要があります。また、本人がこのような活動に参加できない場合は、他の児童生徒からの理解を得られるような配慮も必要です。

各アレルギー疾患と関連の深い学校での活動

学校での活動	気管支ぜん息	アレルギー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	食物アレルギー・アトピー	アレルギー性鼻炎
1. 動物との接触を伴う活動	○	○	○		○
2. 花粉・ホコリの舞う環境での活動	○	○	○		○
3. 長時間の紫外線下での屋外活動	○	○	○		○
4. 運動（体育・クラブ活動等）	○	○	△	△	△
5. プール指導	△	○	○	△	
6. 食物・食材を扱う授業・活動		△		○	
7. 宿泊を伴う校外活動	○	○	○	○	○

○ 注意を要する活動

△ 時に注意を要する活動

各小中学校長 様

学務課長 鈴木 雄祐

学校給食における食物アレルギーの対応について

日頃より、児童生徒の健康教育の推進にご協力いただきありがとうございます。

このたび、「葛飾区立学校におけるアレルギー疾患対応の手引き」を改訂し、この手引きに沿って給食におけるアレルギーの対応をさせていただいているところでございますが、学校給食の対応について葛飾区医師会から、学校給食における完全除去食対応や弁当対応の主旨が保護者に十分伝わっていない可能性があるとのことご意見をいただきました。

つきましては、下記のとおり、完全除去対応等について補足させていただきますので、学校内での対応を十分に検討のうえ、実施するとともに、保護者様に学校での対応について説明していただきますようお願いいたします。

記

1 完全除去対応とは（手引き中、P17）

完全除去対応とは、㊶少量なら可（何gまで可）、㊷加工品可、㊸加熱していれば可、などの多段階の除去対応を行わないこととなります。

例えば、乳アレルギーの場合で飲用牛乳が不可、加熱してあれば可との医師の指示による学校生活管理指導表が提出された場合、加熱の有無に限らず、すべて除去ということになります。

食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供するという考えのもと、医師の指示により個々の児童生徒に合わせた個別の対応をすることが望ましいものではありませんが、学校によって食物アレルギーを有する児童生徒の人数、調理場の施設設備や、人員等を考慮した場合、対応が煩雑になり余計に事故が発生する恐れがあります。

こういったことから、原則、学校給食では完全除去対応とします。

2 代替食における対応

除去をすることによって主食・主菜を食べることができず、栄養が著しく不足する場合は、代替食の提供が可能か検討することとなります。

代替食を提供する場合、除去食よりもきめ細かな対応が必要となるため、医師の指示をもとに、保護者との面談、学校内のアレルギー対策委員会において検討し、複雑・過剰な対応をすることなく安全性を確保した対応が十分に取れることを前提に提供することとします。

3 担当

学務課給食保健係 増田 内線2729

H30. 7月～H30. 12月 食物アレルギー疾患事故事例

区分	年度	学校	概要	対応	発生防止のポイント
調理ミス	30	小学校	調理室で調理員・栄養士が確認中、もやしとピーナッツの除去食にピーナッツが混入しているのを栄養士が発見し、喫食せずに済んだ。調理の際、調理員の確認ミスであった。	野菜のピーナッツ和えの提供ができず、児童には汁ものの野菜を増やすなどして対応した。	アレルギー献立の打ち合わせの徹底。 食物アレルギーカードにより、調理・盛付・配膳等各段階での確認を徹底する。
確認ミス	30	小学校	栄養士のアレルギーカードの記載ミスで、わかさぎを提供してはいけない魚卵アレルギー児童にわかさぎが提供され、甲殻類アレルギーの児童にわかさぎの代替食が提供された。献立確認の段階・調理の打ち合わせの段階において、保護者、担任、養護教諭、管理職、調理員も誰も気付かなかった。また、調理・配食の段階でも、誰も気付かなかった。喫食する前に隣の席の児童がわかさぎに気づき、児童は喫食せずに済んだ。	担任が栄養士に確認し、アレルギーカードの記載ミスであることがわかった。	栄養士がミスのないようにアレルギーカードに記載し、献立作成の段階で、複数の目で確実に確認する。 献立の打ち合わせの徹底。 食物アレルギーカードにより、調理・盛付・配膳等各段階での確認を徹底する。
確認ミス	30	中学校	栄養士はもやしがアレルギーの生徒にお弁当の対応をするべきところ、もやしの使用を見落としのため、保護者にもお弁当の連絡をしていなかった。献立確認の段階において、調理主任、養護教諭、管理職も気付かなかった。また、調理の段階でも、気付かなかった。給食時に栄養士が気付いた。	お弁当もないため、保護者に確認をしたうえで、もやしを除いた焼きそばを提供した。	栄養士がミスのないようにアレルギー献立を作成し、献立作成の段階で、複数の目で確実に確認する。 献立の打ち合わせの徹底。 食物アレルギーカードにより、調理・盛付・配膳等各段階での確認を徹底する。
その他	30	小学校	除去食を教室で児童に渡した後、喫食開始時に児童がラップを外し自らサラダの量を減らした。その時使用したお玉が通常食を配食したお玉だったため、ナッツが皿に入った。児童本人が担任に報告しサラダは喫食しなかった。	養護教諭が事後の様子確認し、担任から保護者に連絡を入れた。	給食時の食物アレルギーの児童生徒は除去食・代替食がある日はおかわりを禁止しているが、量を減らすこともしないよう教職員に周知徹底し、情報共有を行う。

その他	30	中学校	<p>学校生活管理指導表の提出のない生徒が、自己管理をしていたが、給食（杏仁豆腐）を食べてから、喉の中のかゆみ、軽い咳が出てきたことを担任に訴えた。移動教室のための食物アレルギー事前調査票でパインでアレルギーが出ることを知った。</p> <p>本人からの話しでは、桃、キウイ、メロン、ぶどう、サクランボもアレルギーが出るとのこと。</p>	<p>養護教諭が確認後、保護者へ連絡した。保健室で休ませ、保護者が持参した抗アレルギー剤を服用した。</p> <p>保護者に病院の受診と学校生活管理指導表の提出を依頼した。生徒は保護者と下校後病院を受診した。</p>	<p>学校生活管理指導表の提出のない児童生徒でも、アレルギー症状が発症する可能性があること。運動誘発のアレルギーの場合があることを職員に周知し、その際はアレルギー対応マニュアルに基づいて対処することを徹底する。</p>
その他	30	中学校	<p>給食後5時限目初めに職員室へ来室し、息苦しさを訴えた。保健室に行ったが症状が変わらなかった。</p> <p>後日報告があり、牛乳の飲みすぎが原因だった。去年まで乳を除去していたが、今年から解除され提供していた。</p>	<p>救急車を要請し、救急搬送した。一泊入院した。</p>	<p>アレルギー症状があった場合は、アレルギー対応マニュアルに基づいて対処することを徹底する。</p>
事故対応のポイント			<ul style="list-style-type: none"> 原因食物を食べた場合やアレルギー症状がある場合は、「葛飾区立小中学校におけるアレルギー疾患対応の手引き」P. 37アレルギー症状への対応の手順にそって対応する。 (学校生活管理指導表を提出していない児童生徒が新規にアレルギー症状を発症した場合についても、同様に対応する。) 「葛飾区立小中学校におけるアレルギー疾患対応の手引き」P15・P16(8) 校内取り組みの情報共有のため、全教職員(校長・副校長・栄養士・養護教諭・調理員・学級担任・その他の教職員)で、事故についての情報共有、再発防止の確認を行う。 		